

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第7号 指定管理者の指定……………(交通政策課) ……2
- 告示第8号 指定管理者の指定……………(交通政策課) ……2
- 告示第9号 指定管理者の指定……………(観光振興課) ……2

公 告

- 公告第2号 物品（冷蔵冷凍車）の売払いに係る一般競争入札
……………(まち美化推進課) ……2
- 公告第5号 (仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築建築工事に
係る条件付一般競争入札……………(契約課) ……3

教 育 委 員 会

- 告示第1号 教育委員会の招集……………6

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第1号 立候補予定者説明会の開催……………6
- 告示第2号 宇治市開票区の開票の場所及び日時……………6
- 告示第3号 開票管理者及び同職務代理者の選任……………6
- 告示第4号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び
日時……………6
- 告示第5号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場
所及び日時……………6
- 告示第6号 立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管
理執行を行う場所……………6
- 告示第7号 選挙会の場所及び日時……………7
- 告示第8号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日
時……………7
- 告示第9号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び
日時……………7
- 告示第10号 選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う
場所及び日時……………7
- 告示第11号 選挙公報の規格……………7
- 告示第12号 選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………7
- 告示第13号 投票用紙の様式……………7
- 告示第14号 選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色
……………8

- 告示第15号 街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕
章の配色……………8
- 告示第16号 ポスター掲示場の区画数……………8
- 告示第17号 ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることの
できる日……………8

農 業 委 員 会

- 公告第1号 農業委員会定例総会の招集……………8

公 営 企 業

- 公告第4号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………9
- 公告第5号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更……………9

告示

宇治市告示第7号

指定管理者の指定について

J R宇治駅南自転車等駐車場、J R木幡駅前自転車等駐車場、J R黄檗駅前自転車等駐車場、J R六地藏駅前自転車等駐車場、J R六地藏駅前第2自転車等駐車場、J R黄檗駅前第2自転車等駐車場、J R宇治駅北自転車等駐車場、J R小倉駅北自転車等駐車場及びJ R小倉駅南自転車等駐車場の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和5年2月3日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治東内36番地の5

名称 公益社団法人 宇治市シルバー人材センター

代表者 理事長 平田 研一

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

宇治市告示第8号

指定管理者の指定について

京阪三室戸駅前自転車等駐車場、近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場、近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場、近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場、J R新田駅前自転車等駐車場、京阪木幡駅前自転車等駐車場及び近鉄小倉駅東自転車等駐車場の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和5年2月3日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市横島町外1番地の21

名称 一般社団法人宇治高齢者事業団

代表者 代表理事 加藤 眞久

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

宇治市告示第9号

指定管理者の指定について

宇治市観光センター及び宇治市市営茶室の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和5年2月3日

宇治市長 松村 淳子

所在地 宇治市宇治里尻5番9号

J R宇治駅前市民交流プラザ1階

名称 公益社団法人 宇治市観光協会

代表者 会長 中村 藤吉

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

公告

宇治市公告第2号

物品（冷蔵冷凍車）の売払いに係る一般競争入札について

物品（冷蔵冷凍車）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号

）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年1月18日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
冷蔵冷凍車	車名	三菱
	自動車の種別	軽自動車
	乗車定員	2人
	車台番号	U62T-1402973
	型式	GBD-U62T
	自動車登録番号	京都880 あ 959
	原動機の型式	3G83
	総排気量	0.65リットル
	トランスミッション	マニュアル
	初度登録年月	平成21年4月
	車検証有効期限	令和5年5月19日
	走行距離	87,295km
	車両重量	940kg
	車両寸法	L=339cm W=147cm H=197cm
	燃料の種類	ガソリン
	車両の色	白
	リサイクル料金	7,000円
最大積載量	350kg	
備考	平成12年騒音規制車	

※ 走行距離は令和4年12月23日（金）時点のものであり、使用中の車両であるため増加する。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

※ Lは長さとし、Wは幅とし、Hは高さとする。

2 入札方法

(1) 本公告に係る物品の売払いは、K S Iインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL <https://www.pages.kankocho.jp/guide>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定

がなされている場合を除く。

(5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。

(6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

(1) 確認の受付

令和5年1月18日（水）から同月25日（水）まで（各日午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）に(4)の担当課へ電話にて予約すること。

(2) 確認日

令和5年1月26日（木）

(3) 場所

京都府宇治市宇治琵琶33番地

(4) 担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課

電話番号 0774-21-0412

(5) その他

試乗はできない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
冷蔵冷凍車	105,000円（リサイクル料金を含む。）

8 入札期間等

(1) 入札期間

令和5年2月20日（月） 午後1時から

令和5年2月27日（月） 午後1時まで

(2) 開札日時

令和5年2月27日（月） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和5年3月10日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

12 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和5年3月13日（月） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

14 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-21-0412

(揭示済)

宇治市公告第5号

(仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築建築工事に係る条件付一般競争入札について

(仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和5年1月20日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 (仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築建築工事

(2) 工事場所 宇治市小倉町神楽田33番地の59

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 S造3階建て

・建築面積 243.84㎡

・延床面積 721.00㎡

○工事概要

自転車等駐車場新築に係る建築工事

・建築工事 一式

・屋外整備工事 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和6年3月4日まで 340日間

(6) その他 「(仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築建築工事」、「(仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築電気工事」及び「(仮称)近鉄小倉駅西自転車等駐車場新築機械工事」については、全ての案件に確認申請及び参加表明をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及

び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和5年1月20日 午前9時から

令和5年1月26日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年1月20日 午前9時から

令和5年1月26日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和5年2月7日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表す

る。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
② 提出された確認申請書等は返却しない。
③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和5年1月20日 午前9時から
令和5年2月21日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年1月20日 午前9時から
令和5年2月8日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和5年2月13日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和5年2月20日 午前9時から午後6時まで
令和5年2月21日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和5年2月21日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から
令和5年2月24日 正午まで
予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和5年2月27日 午前9時
予定価格に関する質疑がある時 令和5年3月2日 午前9時

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式

による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和5年3月31日を本契約予定日とし、工期については、令和6年3月4日までとしているが、変更する必要があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名

停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。
 なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
 郵便番号 611-8501
 所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
 電話番号 0774-20-8716
 FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

教育委員会

宇治市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年1月19日

宇治市教育委員会
 教育長 岸本 文子

- 開会日時 令和5年1月20日 午後6時
 開会場所 宇治市役所602会議室
 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
 2 会期について
 3 報告
 4 専決事項の報告について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第1号

立候補予定者説明会の開催について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 長谷部 松子

- 日時 令和5年2月21日 午後2時
 場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地
 宇治市役所 大会議室

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第2号

宇治市開票区の開票の場所及び日時について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 場所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1
 宇治市立西宇治体育館
 日時 令和5年4月9日 午後9時

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第3号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における宇治市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 開票管理者
 住所 京都府宇治市
 氏名 長谷部 松子
 同職務代理者
 住所 京都府宇治市
 氏名 若山 喜久穂

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第4号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
 日時 令和5年3月31日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第5号

開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙において、候補者から届出のあった開票立会人となるべきものが10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所
 日時 令和5年4月6日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第6号

立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び宇治市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第7号

選挙会の場所及び日時について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日 時 令和5年4月23日 午後9時

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第8号

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和5年4月16日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第9号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和5年4月16日 午後5時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第10号

選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における候補者からの届出のあった選挙立会人となるべきものが10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和5年4月20日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

選挙公報の規格について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙公報の規格を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

1 候補者の掲載文の記載枠の規格

縦114mm×横124mm

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第12号

選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表は、宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）に準じて行います。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第13号

投票用紙の様式について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

点字投票

こうほしやしめい
候補者氏名

令和5年4月23日執行

宇治市議会議員一般選挙投票

選挙管理委員会

宇治市選

ちゅうい (注意)

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしやしめい
候補者氏名

令和5年4月23日執行

宇治市議会議員一般選挙投票

選挙管理委員会

宇治市選

ちゅうい (注意)

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 投票用紙は白色、文字は黒字とする。
- 公印は、宇治市選挙管理委員会公印規程(昭和48年宇治市選挙管理委員会規程第2号)別表様式番号2(23mm平方)を使用し、朱色で刷り込むものとする。

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第14号

選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、選挙運動のために用いる自動車等及び拡声機の表示板の配色を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

自動車及び船舶の表示板 白地に黒色文字
拡声機の表示板 白地に黒色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

街頭演説用標旗 白地に黒色文字
街頭演説用腕章 白地に黒色文字
自動車及び船舶乗員用腕章 白地に黒色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第16号

ポスター掲示場の区画数について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数を次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

ポスター掲示場の区画数 3段 42区画

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第17号

ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日に

ついて

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日を、次のとおり定めます。

令和5年1月12日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

令和5年4月16日

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第32回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年2月3日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 令和5年2月6日 10時00分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 非農地通知の決定について
 - 専決事項の報告
 - その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第4号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和5年2月3日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第387号	株式会社クラシアン

宇治市上下水道事業公告第5号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和5年2月3日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	変更前	変更後
第385号	大海設備	株式会社大海設備

